

第2次 ICT まちづくり推進計画

令和3年3月

糸 島 市

(令和4年6月一部改訂)

■目次

第1章	はじめに	
1.	本計画の策定理由	1
2.	本計画の位置づけ	2
3.	本計画の期間	2
第2章	ICTを取り巻く社会情勢	
1.	国の動向	3
2.	県の動向	7
3.	通信の状況	8
第3章	基本理念と基本方針	
1.	本計画の基本理念と基本方針	11
第4章	ICTまちづくりの施策	
1.	本計画期間内に実施する施策及び事業	12
	【基本方針1】市民サービス・教育の向上・拡充	
	【基本方針2】業務の効率化・高度化	
	【基本方針3】安全・安心対策の推進	
	【基本方針4】ICT推進のための人材育成	
2.	本計画期間内に行う調査・研究	31
第5章	本計画の推進にあたって	
1.	体制図（イメージ）	32
2.	部署横断的な戦略の決定、伝達等	32
3.	情報政策部門の役割	33
4.	各部課等の役割	33
5.	情報化推進委員会の役割	33
資料編	前計画の進捗状況	
1.	実施した事業	34
2.	検討した事業	35

■ 第1章 はじめに

1. 本計画の策定理由

糸島市では、平成31年1月、飛躍的に進展した通信技術や「第4次産業革命」と呼ばれるビッグデータ、AI¹等の最新のICT²（情報通信技術）を積極的に活用し、市民サービスの向上やまちづくりの活性化等を行うために「ICTまちづくり推進計画」を策定しました。

計画で掲げた実施事業はすべて目標を達成し、業務システムの導入等により市民サービスの向上、職員の業務負担の軽減が図られました。また、姫島を除く市全域において光回線網の整備が進み、地域情報化施策の基盤となるインフラ環境が整いました。

令和2年春以降、我が国では、いわゆるコロナ禍によって国民の生活様式は一変しており、国・自治体には、市民が安心して生活を営むために、国民・市民のニーズを的確に捉え、固定観念に捉われずに柔軟な発想で、スピード・質を兼ね備えてICTを活用する施策を進めていくことが求められています。

この計画は、新型コロナウイルス感染症に伴う社会・価値観の変容への対応と行政のデジタル化への対応、新たに策定された上位計画である「第2次糸島市長期総合計画（以下「長期総合計画」という。）」の実現に向けた事業の実施のために、「第2次ICTまちづくり推進計画」（以下「本計画」という。）として策定するものです。

また、国の「自治体DX³推進計画」における重点取組事項への対応など、本市のDX推進にあたり、取組内容の共通認識を持つためのツールとして活用できるよう、整理しています。

¹ 「Artificial Intelligence」の略。人間の知的能力をコンピュータ上で実現する、様々な技術・ソフトウェア・コンピューターシステムのこと。人工知能とも言う。

² 「Information and Communication Technology」の略。本計画では、インターネット等のネットワークによる通信を重要視しているため、IT（Information Technology）ではなくICTとしている。

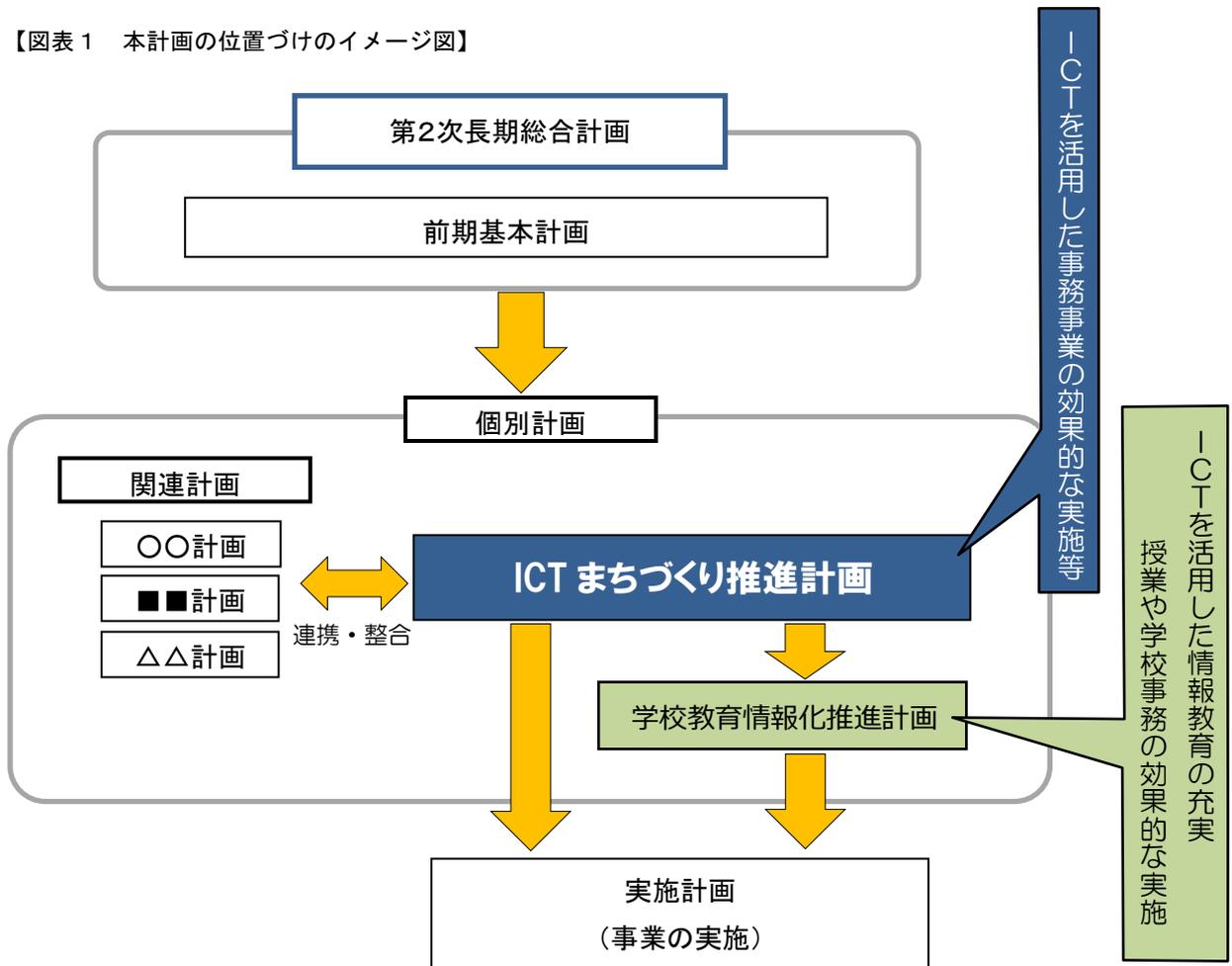
³ 「Digital Transformation」の略。スウェーデンのエリック・ストルターマン教授（ウメオ大学）によって提唱された定義。「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」の意

2. 本計画の位置づけ

本計画は、長期総合計画の前期基本計画を推進するため、本市全体のICT分野における個別計画として位置づけます。また、官民データ活用推進基本法に規定する「市町村官民データ活用推進基本計画」として位置づけます。

なお、ICTまちづくり推進計画の学校教育分野に関するICT計画は、本計画の基本理念及び基本方針に即して、施策・事業を「糸島市学校教育情報化推進計画」に定め、ICTを活用した教育環境づくりを推進します。

【図表1 本計画の位置づけのイメージ図】



3. 本計画の期間

本計画の期間は、長期総合計画前期基本計画の計画期間に合わせて令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、本計画に係る基本方針や施策については、社会情勢の変化や技術革新等に合わせて、適宜見直しを行うこととします。

■ 第2章 ICTを取り巻く社会情勢

1. 国の動向

(1) IT基盤整備からIT利活用へ

平成12年、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（以下「IT基本法」という。）が成立し、平成13年1月、国は、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部においてIT戦略（e-Japan戦略）を決定し、全ての国民がITを積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できることを目指しました。この戦略により、インフラ整備については世界最高水準になりましたが、ITの利活用に関する成果は不十分でした。そこで、国は、平成25年、新たなIT戦略（世界最先端IT国家創造宣言）を閣議決定し、政策の重点をITの利活用にシフトさせました。

(2) マイナンバー制度とマイナンバーカードによる利便性の向上

～IT利活用の必須ツール～

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立し、平成27年度から社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）の本格運用がはじまりました。

マイナンバー制度の導入により、国の行政機関と地方公共団体等の機関同士は、社会保障、税、防災業務の範囲で、個人に関する情報を照会・提供することが可能になり、その結果、社会保障給付等の各手続きにおいて、提出書類を大幅に削減することができる等、国民の利便性は大きく向上しました。

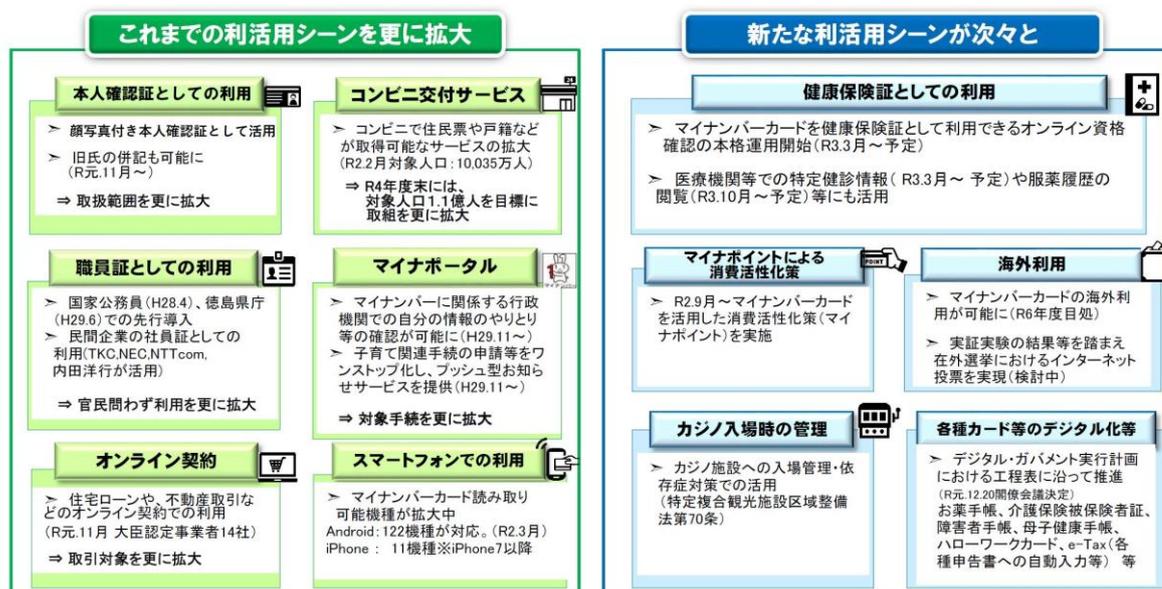
この情報連携を行える事務手続きは、連携を開始した平成29年11月は約800でしたが、令和2年10月時点では法改正により約2,300まで拡大しています。

また、マイナンバーカードを利用することにより、住民票等の諸証明の一部はコンビニエンスストアにて自動取得することができます。また、令和2年度においては、迅速な家計支援を目的とした特別定額給付金の申請、消費活性化事業においてもマイナンバーカードが活用されています。

令和3年3月末からは、マイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始され、令和4年度末にはほとんどの医療機関でマイナンバーカードの利用環境が整う計画です。

ICTを活用した便利な社会の実現にはマイナンバーカードは必須のツールであり、利活用できるシーンを拡大する必要があります。

【図表2 マイナンバー制度のイメージ】



(R2.4総務省資料一部加工)

(3) データの保護と利活用のバランス ～官民データ活用推進基本法～

IT基本法成立後、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益の保護を目的とした「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」という。)が平成15年に成立しました。

しかし、その後のICTの進展により、膨大なデータの収集・分析が可能となり、データの利活用が経済成長やイノベーションの促進に資することが期待される一方、自由な利活用が許容される範囲や事業者が遵守すべきルールに曖昧な部分が生じていました。

そのような中、データの取り扱いに関して議論を呼ぶ事案が発生する等、パーソナルデータ(匿名化した個人に関する情報)の適切な取扱いを求める国民の意識も増大し、国民の安心感を生む制度の構築が望まれました。

このような背景から、データの保護と利活用のバランスを図る法制度の整備に繋がり、平成27年に個人情報保護法が改正され、平成28年には、議員立法により「官民データ活用推進基本法」が成立しました。

官民データ活用推進基本法は、官民データ(国、地方公共団体、事業者等が保有するほぼ全てのデータ)を適正かつ効果的に活用することにより、生産性の向上や新産業の創出、就業機会の増大等を図ることによって、我が国が直面している少子高齢化等の課題解決を目指しています。そして、官民データの流通環境の整備や行政手続のオンライン利用の原則化等、官民データの活用を促進する各種施策の推進を国に義務付けています。

(4) デジタル社会の実現に向けて ～デジタル手続法～

官民データ活用推進基本法を受けて国は法制度の検討を進め、令和元年5月、デジタル手続法³が成立し、従来の「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の名称は「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（以下「デジタル行政推進法」という。）に改められました。

デジタル行政推進法は、デジタル3原則を掲げ、行政手続きのオンライン化だけでなく、データの標準化や手続き・事務作業の流れを抜本的に見直す業務改革の推進等により行政のデジタル化を進めるとともに、民間手続きのオンライン化を促進することにより、社会全体のデジタル化を目指しています。

【図表3 デジタル行政推進法基本原則】

デジタル3原則	
①デジタルファースト	個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
②ワンスオンリー	一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
③コネクテッド・ワンストップ	民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

(5) 新型コロナウイルス感染拡大阻止とデジタル強靱化社会の実現

～IT戦略の改定とデジタル庁創設へ～

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の猛威により、我が国における社会経済活動は激変しました。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（令和2年4月）は、一面では、働き手・学生・生活者それぞれが、非対面での活動が実現できない現状の不自由さを、分野・地域を問わず身をもって体験しました。また、新型コロナウイルス感染症対策では、人と人との身体的距離の確保の取組が必須とされています。

今日の仕事や学び、日常生活や行政手続及び経済活動は、デジタル化推進をうたいながらも、対面でのやりとりを明示的あるいは暗黙のうちに前提としていたことは否めず、これからは非対面でも当然実現できる社会へ変革することが急務となっています。

このような情勢を背景に、国はIT戦略（世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進計画）を改定し、直近の取組としての新型コロナウイルス感染拡大防止に向

³ 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律

けたITの活用と、デジタル強靱化による社会構造の変革・社会全体の行動変容の両面を推進する施策について、特に重点を置いて取り組むこととしています。

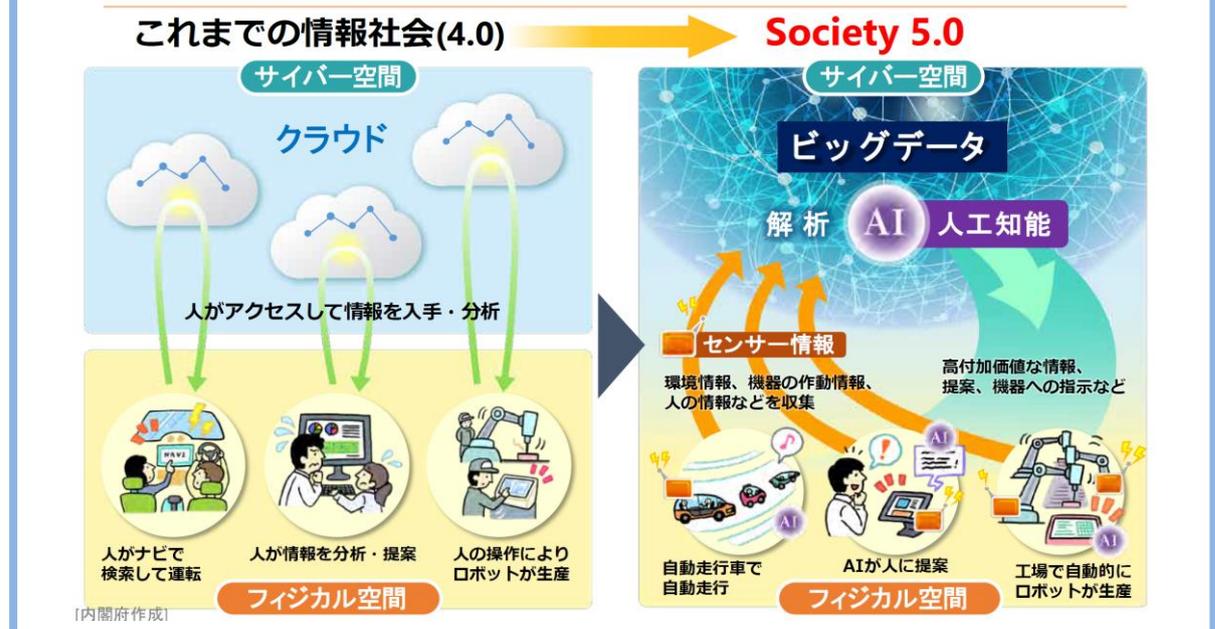
そして、国は、デジタル強靱化社会を迅速に実現するために、デジタル庁を新たに創設し、行政の縦割りの打破と大胆な規制改革を断行する方針です。

Society5.0

近年、「Society5.0」が話題となっています。これは、内閣府の「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月）において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されたものです。

Society 5.0で実現する社会では、IoT⁴で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すとともに、AIにより、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車等の技術によって、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差等の課題を克服することが可能となります。

フィジカル（現実）空間からセンサーとIoTを通じてあらゆる情報がサイバー空間に集積します（ビッグデータ）。AIがビッグデータを解析し、高付加価値な情報をフィジカル空間にフィードバックさせます。



⁴ Internet of Thing の略。身の回りのあらゆるモノがインターネットにつながる仕組みのこと。

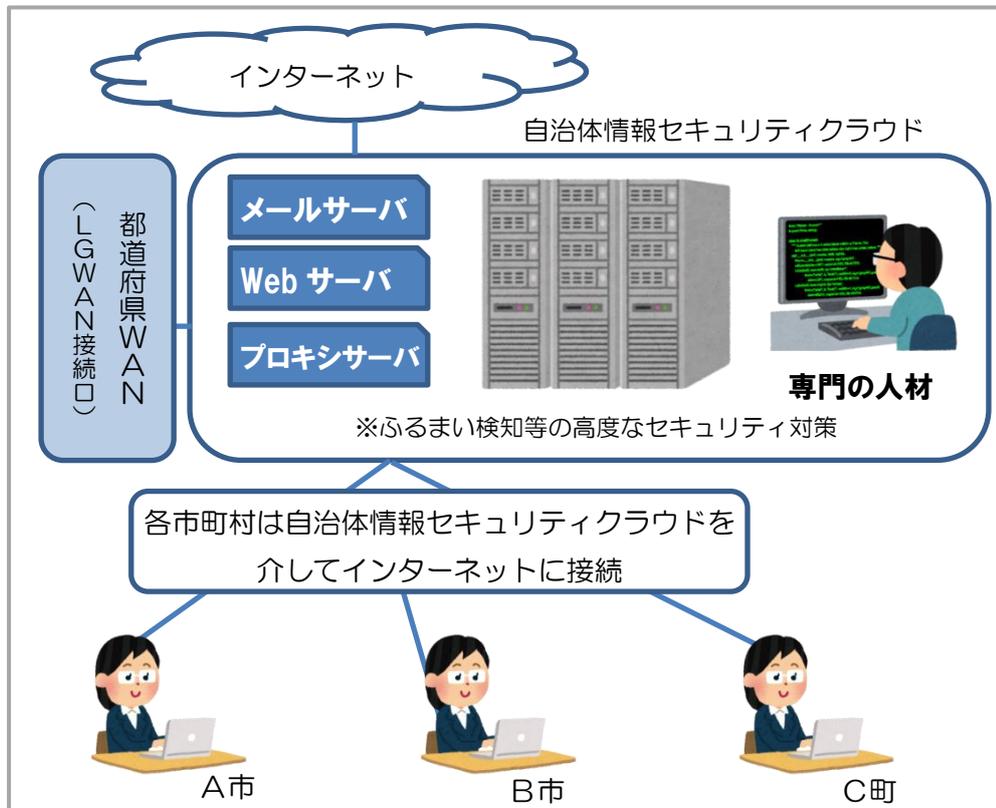
2. 県の動向

県では、インターネット経由での情報漏えい等を防止するために、市町村と共同して高度なセキュリティ対策を一括して行う「福岡県自治体情報セキュリティクラウド」を平成28年度に整備しました。本市では平成29年6月から、この情報セキュリティクラウドに接続し、インターネットを利用しています。

また、平成31年3月には、ICTの更なる活用と官民データの利用環境の整備促進により、地域課題の解決や行政事務の効率化を推進すること等を目的に「福岡県官民データ活用推進計画」を策定しました。計画では「住民及び事業者の利便性向上」、「地域課題の解決」、「行政事務の効率化」の3つを施策の柱として、7つの分野で総合的、体系的に官民データの利活用を促進していくこととしています。

さらに、県は、市町村と連携・協働し、住民サービスの向上と行政事務の効率化を目的に、電子自治体の構築と地域情報化を推進する組織である「ふくおか電子自治体共同運営協議会」を設立しています。本市はこの協議会に参加しており、LGWAN⁵接続設備や電子申請サービスの共同利用をはじめ、令和2年度にはAIチャットボット⁶の共同開発を行っています。

【図表4 自治体情報セキュリティクラウドのイメージ】



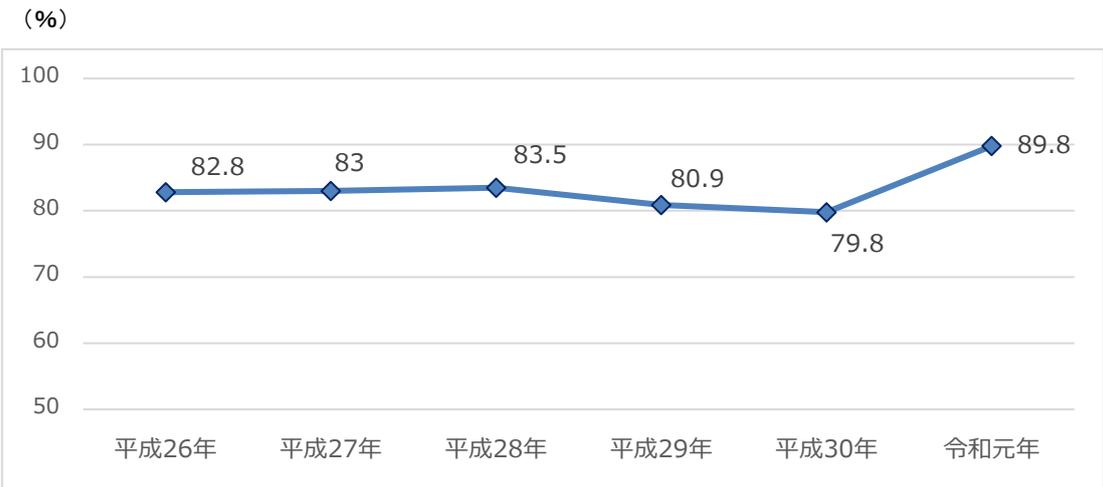
⁵ 「Local Government Wide Area Network」の略。地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続した行政専用のネットワークのこと。

⁶ テキストや音声を通じて、人工知能により自動的に会話するプログラムのこと。

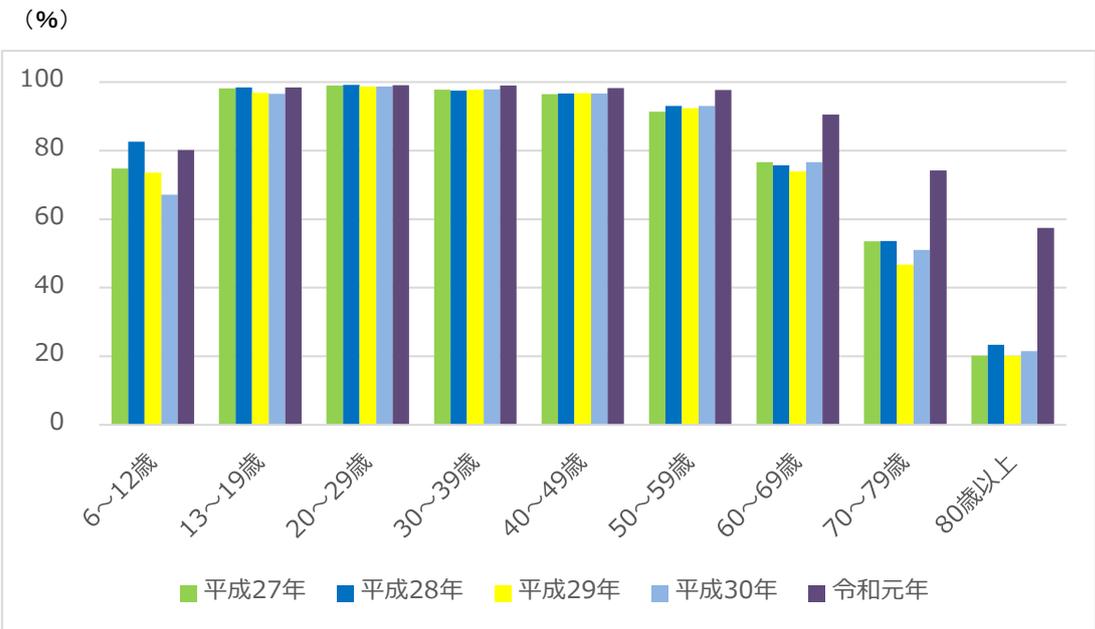
3. 通信の状況

令和元年の「通信利用動向調査」（総務省）によると、インターネット利用者の割合が全体の89.8%と9割に迫っています。特に6～12歳及び60歳以上の年齢層での利用割合が伸びています。

【図表5 インターネット利用状況の推移】



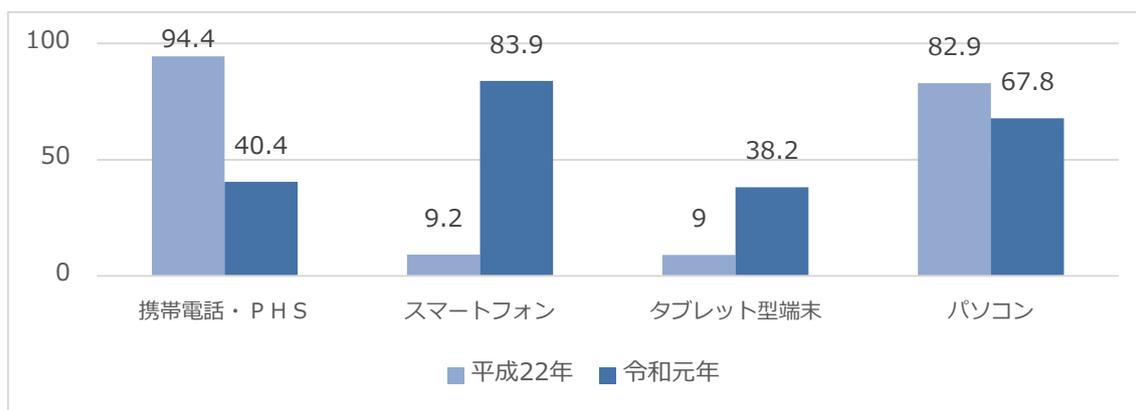
【図表6 年齢階層別インターネット利用状況の推移】



また、通信に利用する機器については、LTE⁷や公衆無線LAN⁸の利用可能エリアの拡大に伴い、スマートフォンやタブレット型端末の保有者が増加しています。福岡県内の世帯におけるスマートフォンの保有率は、令和元年は83.9%と8割を超えています。同様に、タブレット型端末についても大幅な増加が見られますが、一方、パソコンの保有率は減少しています。

【図表7 福岡県における「世帯における情報通信機器の保有状況」】

(単位:%)



(「平成22年通信利用動向調査」「令和元年通信利用動向調査」(総務省)より作成)

さらに、令和元年の「我が国のインターネットにおけるトラフィック(通信量)の集計・試算」(総務省)によると、令和元年の通信量は、平成26年に比べて約3.5倍に増えていきます。

【図表8 通信量の推移】

(Gbps)



※各年11月の数値

⁷ 「Long Term Evolution」の略。携帯電話の通信規格のひとつ。

⁸ 企業や自治体が無線LANを利用したインターネットへの接続を提供するサービス(公衆Wi-Fi)のこと。

インターネットにつながるモノ（以下「IoT機器」という。）は、スマートフォンやパソコンだけではなく、現在では冷蔵庫やエアコンといった電化製品や健康状態を管理するための機器等もIoT機器として開発・販売されています。

また、高速・低遅延・大量接続が可能な第5世代移動通信システム（5G）の商用サービスが令和2年から始まり、情報通信ネットワークは更なる進化を遂げることが期待されています。

こうしたIoT機器の増加やそれを支える情報通信基盤の革新は、今後の市民生活にも多大な影響を与えるものと考えられます。

■ 第3章 基本理念と基本方針

1. 本計画の基本理念と基本方針

本計画は、今般の混沌とした社会情勢の中で、あらゆる人がICTを活用して安心して生活を営むことができることを目指し、次の基本理念を掲げICTを活用したまちづくりを推進していくこととします。

【基本理念】

**すべての人がICTの便利さを実感でき、
安心して暮らせるまちづくり**

また、4つの基本方針を掲げ、基本理念の実現を目指します。

【基本方針1】 市民サービス・教育の向上・拡充

市民の立場に立ち、市民にとって使いやすく、より利便性やメリットをもたらすことができる「ICTまちづくり」を推進します。

【基本方針2】 業務の効率化・高度化

単純労務作業及び長時間労働の抑制、情報分析等の高度化を図ります。

【基本方針3】 安全・安心対策の推進

ICTを活用する前提となる情報セキュリティについて強化を図ります。

【基本方針4】 ICT推進のための人材育成

ICTの業務への利活用を図るための人材育成を行います。

【図表9 基本理念と基本方針のイメージ図】



■ 第4章 ICTまちづくりの施策

基本方針を実現するために、以下の施策及び事業について、実施又は検討を行います。

1. 本計画期間内に実施する施策及び事業

令和7年度までに本市が実施する施策・事業及び国が「自治体DX推進計画」に掲げる重点事項との対応については、下表のとおりです。

【図表10 期間内に実施する施策・事業一覧】

No.	<施策>	<事業>	<自治体DX推進計画> 重点取組事項
【基本方針1】 市民サービス・教育の向上・拡充			
(1)	窓口サービス等の向上・拡充	①電子申請の推進 ②総合窓口の設置 ③デジタル格差対策	◎マイナンバーカードの普及促進 ◎自治体の行政手続きオンライン化
(2)	情報提供の充実	④行政情報のオープン化	
(3)	文化振興・生涯学習におけるICTの活用	⑤図書館における電子書籍の充実 ⑥文化財情報のデジタル公開の促進	
(4)	ICTによる経済の活性化・産業の効率化	⑦ICTを活用した多様な働き方の提案 ⑧一次産業のスマート化の推進	
(5)	交通サービスにおけるICTの活用	⑨「よかまちみらいプロジェクト」における移動サービスの推進	
【基本方針2】 業務の効率化・高度化			
(1)	業務改革の推進	⑩総合行政電算システムの更新 ⑪統合型GISシステムの更新 ⑫ICTによる業務効率化の推進 ⑬ネットワーク環境等の整備	◎自治体の情報システムの標準化・共通化 ◎自治体のAI・RPAの利用推進
(2)	働き方改革の推進	⑭職員のテレワークの推進	◎テレワークの推進
【基本方針3】 安全・安心対策の推進			
(1)	防災等の基盤整備	⑮ICTを活用した避難支援システムの再構築 ⑯公衆無線LAN環境の整備	
(2)	情報セキュリティの強化	⑰情報セキュリティ監査の実施と情報セキュリティ研修の実施	◎セキュリティ対策の徹底
【基本方針4】 ICT推進のための人材育成			
(1)	ICT推進のための人材育成	⑱ICT推進研修の実施	

【基本方針1】市民サービス・教育の向上・拡充

【事業の概要】

施策	(1) 窓口サービス等の向上・拡充		
実施事業	①電子申請の推進	所管課	情報政策課 他
現状	<p><input type="checkbox"/> 今般の社会情勢から行政手続きのオンライン化が急務となっている。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和2年4月現在、本市において電子申請が可能な業務は9業務である。このうちマイナンバーカードを利用する電子申請は、子育て支援の「ぴったりサービス」4業務と諸証明発行の「コンビニ交付」1業務の計5業務である。</p> <p><input type="checkbox"/> 「ぴったりサービス」の利用は、モバイル端末に非対応で入力項目が多い等の課題がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 電子申請システムと本市の基幹システムが保有している情報との連携には国のレベルでの対応が必要。</p> <p><input type="checkbox"/> 国は児童手当現況届等の手続きについて、利用者及び自治体の利便性向上のために既存の仕組みを見直し中である。</p> <p><input type="checkbox"/> 市民のマイナンバーカードの取得率は27.1%である（令和2年10月末現在）。</p>		
事業の方向性	<p><input type="checkbox"/> デジタル申請を充実させ、市役所への来庁の機会を減らす「行かない市役所」を目指す。</p> <p><input type="checkbox"/> 電子申請が可能な業務を洗い出し、迅速に導入を進める。</p> <p><input type="checkbox"/> 「ぴったりサービス」の利用は、モバイル端末に対応できるサービスに変更する。</p> <p><input type="checkbox"/> 市民のマイナンバーカードの取得を促進する。</p> <p><input type="checkbox"/> マイナンバーカードの電子署名の利用拡充を図る。</p> <p><input type="checkbox"/> 国の動向に合わせて速やかに改善を行う。</p> <p><input type="checkbox"/> キャッシュレス決済サービスの活用を推進する。</p>		
事業目標	<input type="checkbox"/> 電子申請が可能な業務数 20業務		

【年度毎の工程】

事業	実施内容	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
電子申請の推進	現申請サービスの改善	→				
	申請サービスの追加	→				
	マイナンバーカードの取得の促進	→				

【基本方針1】市民サービス・教育の向上・拡充

【事業の概要】

施策	(1) 窓口サービス等の向上・拡充		
実施事業	②総合窓口の設置	所管課	市民課、情報政策課 他
現状	<p><input type="checkbox"/>新型コロナウイルス感染拡大防止、行政サービス向上のために、庁舎内の滞在時間・接触の機会を極力少なくする必要がある。</p> <p><input type="checkbox"/>マイナンバーカード保有者は、主な証明書はコンビニで取得が可能。</p> <p><input type="checkbox"/>法的に来庁を要する手続きや、マイナンバーカードを保有していない方は来庁を要する。</p> <p><input type="checkbox"/>各手続きで申請書に氏名・住所等の情報を記入する必要があり、感染防止対策の「書かない」「触らない」対策に至っていない。</p> <p><input type="checkbox"/>異動事由が死亡の場合、「おくやみ案内システム」により一つの窓口で必要な手続きを案内しており、手続き漏れの発生はほとんどない。しかし、関係する手続きは各課に行かなければならず、煩雑・不便である。また、「死亡」以外の異動事由については、システムによる情報確認ではないため、再来庁の可能性がある。</p>		
事業の方向性	<p><input type="checkbox"/>ICT機器が使えない人も、ICTにより便益を享受できるサービス・仕組みづくりを前提とし、「書かない窓口」「手続き漏れのしない窓口」「歩かない窓口」を目指す。</p> <p><input type="checkbox"/>新庁舎開庁に合わせて総合窓口を設置する。</p> <p><input type="checkbox"/>出生・婚姻・転出入等のライフイベントに係る手続きでは、新たに導入する「窓口支援システム」より申請書を出し、可能な限り総合窓口で受付を行う。</p> <p><input type="checkbox"/>諸証明等の申請書については、システムによって作成できる仕組みを構築する。</p>		
事業目標	<input type="checkbox"/> 新庁舎開庁時に総合窓口を設置する。		

【年度毎の工程】

事業	実施内容	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
申請書作成システムの導入	専門委員会での検討	→				
	申請書作成システム導入		→			
総合窓口の設置	専門委員会での検討	→				
	システムの整備		→			
	サービス開始				→	

【基本方針1】市民サービス・教育の向上・拡充

【事業の概要】

施策	(1) 窓口サービス等の向上・拡充		
実施事業	③デジタル格差対策	所管課	介護・高齢者支援課、情報政策課 他
現状	<input type="checkbox"/> 全国レベルでは、60歳以上の国民の約6割以上がインターネットを利用している。 <input type="checkbox"/> モバイル端末の利用は、行政手続きに限らず、これからの生活支援や見守り活動に必要なものとなる。 <input type="checkbox"/> 行政のデジタル化を推進するにあたっては、モバイル端末について、高齢者の利用機会の向上を図る必要がある。 <input type="checkbox"/> 国では、ICT機器・サービスの利用方法について、高齢者等が身近な場所で相談や学習を行うことができる「デジタル活用支援員」制度の確立に取り組んでいる。		
事業の方向性	<input type="checkbox"/> 高齢者の生活支援や見守り支援にICTを生かすため、スマートフォンやタブレット等のデジタル機器を利用できる高齢者を増やすとともに、デジタル機器を活用した交流を推進する。 <input type="checkbox"/> 高齢者向けのデジタル講座を開催し、ICTの活用による生活利便性向上や交流機会の充実を目指すとともに、ICT活用に精通した人材・グループの育成を行う。 <input type="checkbox"/> 「デジタル活用支援員」制度の活用を検討する。		
事業目標	デジタル講座受講者数 100人		

【年度毎の工程】

事業	実施内容	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
デジタル講座の 実施	ニーズ調査	→				
	講座の実施		→			

【基本方針1】市民サービス・教育の向上・拡充

【事業の概要】

施策	(2) 情報提供の充実		
実施事業	④行政情報のオープン化	所管課	情報政策課
現状	<p>□本市は、九州オープンデータ推進会議福岡都市圏ワーキンググループ（以下「WG」という。）に参加しており、WG参加団体と歩調を合わせ、6項目のデータをオープンデータとして公開している。</p> <p>□オープンデータは、民間事業者利用されて効果が現れるものであるが、現状として実感できる効果は乏しい。</p> <p>□地域課題等を解決するためにも、オープンデータの活用を広めなければならない。</p>		
事業の方向性	<p>□WGと連携し、行政保有のデータのオープン化を推進する。</p> <p>□大学等と連携してオープンデータの活用性を研究し、研究成果を基に民間事業者等へのアプローチを検討する。</p>		
事業目標	□大学等と活用可能性を研究し、民間事業者等へアプローチする。		

【年度毎の工程】

事業	実施内容	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
データの公開	新規データの公開	→				
オープンデータの活用可能性の研究	大学等との連携研究		→			
	民間事業者等へのアプローチ				→	

【基本方針1】市民サービス・教育の向上・拡充

【事業の概要】

施策	(3) 文化振興・生涯学習におけるICTの活用		
実施事業	⑤図書館における電子書籍の充実	所管課	生涯学習課
現状	<input type="checkbox"/> 視覚障がい者等に対して利用しやすい電子書籍（デイジー図書 ⁹ ・音声読み上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）の提供が求められている。 <input type="checkbox"/> 令和2年度の一時期は、新型コロナウイルス感染症対策として図書館の休館を余儀なくされる事態となる等、図書の利用方法について、変革の必要が生じている。		
事業の方向性	<input type="checkbox"/> 市内全域にいつでも・誰でも・どんな資料でも手にすることができる「一人にひとつの窓口」を提供できる図書館を目指し、糸島市電子図書館として読書環境の充実を図る。 <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症対策の取組としても、非来館型サービスとして幅広く市民に提供することができるため、電子書籍の充実を図る。		
事業目標	<input type="checkbox"/> 電子書籍の年間延べ利用者数 1,000人		

【年度毎の工程】

事業	実施内容	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
電子書籍の充実	電子書籍の提供					

⁹ 活字による読書が困難な方向けに作られたデジタル録音図書（CD）

【基本方針1】市民サービス・教育の向上・拡充

【事業の概要】

施策	(3) 文化振興・生涯学習におけるICTの活用		
実施事業	⑥文化財情報のデジタル公開の促進	所管課	文化課 他
現状	<p>□遺跡の発掘調査現場の公開については、一般市民を対象とした説明会を開催しているが、遺跡の損壊や参加者の安全の確保等の課題から開催の実施、公開内容を制限する場合がある。また、公開は調査終了間近になって開催しており、発掘作業の臨場感を伝えることが困難である。</p> <p>□公共交通機関の利便性の悪い場所が多いため、説明会に参加できない方がいる。</p> <p>□遺跡等に関する情報整理が紙ベースであるため、多くの問い合わせに労力を要している。</p> <p>□博物館等利用者の学習支援や研究者の調査研究活動を支援するため、所蔵品の整備・公開を促進する必要がある。</p> <p>□文化財の説明にあたり、外国人観光客への対応において、多言語の対応が不十分である。</p>		
事業の方向性	<p>□ICTを活用し、遺跡の発掘調査現場を柔軟に公開する。</p> <p>□生涯学習や授業において、遺跡等がある現地と学習の場をICTで繋ぎ、双方向で情報のやり取りを行うことで文化財や歴史への興味を深める。</p> <p>□文化財情報をデジタル化して整理し、市民が容易に情報を収集できる仕組みを構築する。また、ICTを活用した博物館・資料館等の所蔵品の整備・公開を促進する。</p> <p>□ICTにより文化財説明の多言語化の充実を図る。</p>		
事業目標	□遺跡発掘調査現場の公開 年間5回		

【年度毎の工程】

事業	実施内容	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
遺跡発掘調査現場の公開	システムの構築		→			
	現場の公開			→		
文化財情報のデジタル化促進	情報のデジタル化と公開		→			
文化財説明の多言語化対応	多言語説明機器の充実	→				

【基本方針1】市民サービス・教育の向上・拡充

【事業の概要】

施策	(4) ICTによる経済の活性化・産業の効率化		
実施事業	⑦ICTを活用した多様な働き方の提案	所管課	ブランド政策課
現状	<p>□就業世代が首都圏等に流出しており、また、UターンやIターンも多いとは言えない状況の中、魅力ある仕事づくりが求められている。</p> <p>□平成27・28年度に、総務省ふるさとテレワーク推進事業を糸島コンソーシアム¹⁰として実施。サテライトオフィス機能やテレワーク普及の拠点として「前原テレワークセンター」の維持管理を行うとともに、テレワークに関する情報の収集・提供、普及啓発及び相談業務を行っている。</p>		
事業の方向性	<p>□市内のテレワークが可能な施設について情報発信を行うとともに、利用者や企業のニーズ等について情報を収集する。</p> <p>□テレワーク実践者の情報を収集し、本市の暮らし方を発信する。</p> <p>□普及啓発に向けてヒアリング等を行い、サポート体制を設計する。</p> <p>□前原テレワークセンターの管理・運営、相談、啓発イベントを行う。</p>		
事業目標	□新しい働き方を推進することで、雇用の創出・雇用機会の拡大を図り、人材・労働力の確保を行うとともに、魅力的な暮らしの発信による移住・定住促進に繋げる。		

【年度毎の工程】

事業	実施内容	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
ICTを活用した多様な働き方の提案	サポート体制の設計	→				
	サポートの実施、実践例の情報収集・発信		→			
	前原テレワークセンターの管理・運営、相談啓発		→			

¹⁰ 「コンソーシアム」とは、複数の個人、企業、団体等が集まり、共通の目的のために活動する集団を意味する。

【基本方針1】市民サービス・教育の向上・拡充

【事業の概要】

施策	(5) 交通サービスにおけるICTの活用		
実施事業	⑨「よかまちみらいプロジェクト」における移動サービスの推進	所管課	コミュニティ推進課 他
現状	<input type="checkbox"/> 中山間部では居住地が点在している。バスの本数が少ないため、移動手段は主に自家用車であるが、高齢化とともに交通手段の確保が課題となっている。 <input type="checkbox"/> 観光資源が豊富で観光客は年々増加傾向にあるが、車以外の移動手段が乏しく、観光地間の周遊性が低い。 <input type="checkbox"/> 九州大学の伊都キャンパスへの移転完了後、学術研究都市としてまちづくりが進んでいるが、関係者の移動手段に不便さがある。 <input type="checkbox"/> 令和2年、「移動サービスで北部九州を未来へ繋がるよかまちへ」をコンセプトに、地域が抱える課題解決と地域の魅力向上、活性化を図る「よかまちみらいプロジェクト」を推進するため、民間企業が連携して「よかまちみらいプロジェクトコンソーシアム」が発足した。プロジェクトの推進は、各社が相互に連携しつつも自主自立的にサービスの企画開発・提供を行うものである。 <input type="checkbox"/> このプロジェクトの第一弾として、糸島半島を舞台に取組みが行われる。		
事業の方向性	<input type="checkbox"/> プロジェクトパートナーとして、コンソーシアムの活動を支援または連携を行い、ルート探索機能を活用したオンデマンドバス ¹¹ の運行等を推進する。		
事業目標	<input type="checkbox"/> 令和3年度オンデマンドバスの運行開始		

【年度毎の工程】

事業	実施内容	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
オンデマンドバスの運行	実証実験	→				
	本格運行		→			

¹¹ 定時・定路線バスと異なり、予約の連絡を受けて「乗車するバス停」→「降車するバス停」までを、その時々状況に応じた最適なルートを走行するバスのこと。

【基本方針2】業務の効率化・高度化

【事業の概要】

施策	(1) 業務改革の推進		
実施事業	⑩総合行政電算システムの更新	所管課	情報政策課
現状	<input type="checkbox"/> 現在の総合行政電算システムは、平成26年1月からサービス利用を開始し、令和7年度末まで利用を行うこととしている。 <input type="checkbox"/> 国は、今後のシステムの方向性として、ファイルレイアウト・情報連携等の規格を統一した標準システムの普及を進めている。 <input type="checkbox"/> 行政手続きのオンライン化が進む中、今後電子申請とシステムとの連携が必須となる。		
事業の方向性	<input type="checkbox"/> 国の動向に合わせ、標準システムへの移行を最優先に検討する。 <input type="checkbox"/> 標準システムについて、補助金の活用やシステムの安定稼働等が見込まれる場合は、更新時期の前倒しを検討する。 <input type="checkbox"/> 更新においては、電子申請等との連携やその他作業のRPA ¹² 構築、AI導入も事業に組み込む。		
事業目標	<input type="checkbox"/> 令和7年度までに新たなシステムを構築する。		

【年度毎の工程】

事業	実施内容	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
総合行政電算システムの更新	更新計画の策定	→				
	調達準備			→		
	構築				→	

¹² 「Robotic Process Automation」の略。パソコン上で動作するソフトウェアに定型業務を実行させること。単純作業や一定のルールに基づく業務を自動で実行させることで、人的資源の最適化や経費削減を図ることが可能となる。

【基本方針2】業務の効率化・高度化

【事業の概要】

施策	(1) 業務改革の推進		
実施事業	①統合型GISシステムの更新	所管課	情報政策課
現状	<input type="checkbox"/> 統合型GISシステムは、全庁的に利用されており、窓口対応をはじめ日常業務の遂行に必須のシステムとなっている。 <input type="checkbox"/> 現システムは導入後10年以上経過しており、情報量の増大とソフト・ハードウェアの老朽化によりスピードの遅延が発生している。 <input type="checkbox"/> システムには各種情報を載せるが、更新が滞ることがあるため、操作スキルの向上や更新ルール等を定める必要がある。		
事業の方向性	<input type="checkbox"/> 迅速な窓口対応ができるようシステムを再構築する。 <input type="checkbox"/> 庁舎外の現地調査等において地図情報を利用できるよう機器等の整備を行う。 <input type="checkbox"/> 地図に関する様々な情報をデジタル化し、オープン化を推進する。 <input type="checkbox"/> システムの安定稼働、質を保つため、人材育成やルール作りを行う。		
事業目標	<input type="checkbox"/> 令和3年度にシステムを再構築する。		

【年度毎の工程】

事業	実施内容	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
統合型GISシステムの更新	GISシステムの更新	→				
	庁舎外での利用に向けた機器等の整備		→			

【基本方針2】業務の効率化・高度化

【事業の概要】

施策	(1) 業務改革の推進		
実施事業	②ICTによる業務効率化の推進	所管課	情報政策課、他
現状	<p>□レセプト点検事務のAI化やその他事務のRPA化を進めて一定の成果を上げている。保育所入所選考事務のAI化については、令和3年度からの本格運用に向けて調整を進めている。</p> <p>□新型コロナウイルス感染症対策として、Web会議が利用できる環境を順次整えているが、専用端末とWi-Fi接続できる箇所が不足している。</p> <p>□令和2年度までに会議システムや電子決裁を可能とする文書管理システムを導入し、会議の準備に要する作業時間や紙の消費を削減できた。財務会計事務は電子決裁化に向けて課題整理を進めている。</p>		
事業の方向性	<p>□業務フローの見直しを行い、AIの導入やRPA化、電子決裁化によって徹底した効率化を進め、単純な事務等に係る職員の負担軽減と時間削減による市民サービスの向上を図る。</p> <p>□Web会議を促進させるため、専用端末及びWi-Fi環境を増設する。</p> <p>□会議システムの全庁的な利用に向けて、タブレット端末導入等の整備を行う。</p> <p>□ノーコード・ローコードシステム開発ツール¹³を活用して業務改善を図る。</p>		
事業目標	□RPAにより自動化した業務の数 30件		

【年度毎の工程】

事業	実施内容	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
AIの導入やRPA化の推進	AIの導入やRPA化の推進	→				
財務会計事務の電子決裁化	課題整理	→				
	構築			→		
Web会議の促進	専用端末及びWi-Fi環境の増設	→				
会議システムの利用拡大	ライセンス数拡大・Wi-Fi環境の増設	→				

¹³ プログラム言語を書かない、または少ない言語でアプリケーションを開発できるツールのこと。

【基本方針2】業務の効率化・高度化

【事業の概要】

施策	(1) 業務改革の推進		
実施事業	③ネットワーク環境等の整備	所管課	情報政策課
現状	<input type="checkbox"/> 令和6年1月に新庁舎へ移転する予定である。 <input type="checkbox"/> ネットワークの強化を図るため、現在はマイナンバー系、LGWAN系、インターネット系の3層に分離している。 <input type="checkbox"/> インターネット系端末は職員に配置し、LGWAN系端末は各課に原則1台配置している。 <input type="checkbox"/> 今後の電子申請業務の拡大、業務効率化を可能とするASPサービスの利用、テレワークの推進を見据えるとLGWAN系端末を容易に利用できる環境整備の検討が必要である。 <input type="checkbox"/> 会議システムやWeb会議の利用にはそれぞれに対応したWi-Fi環境が必要であるが、接続環境が不十分である。		
事業の方向性	<input type="checkbox"/> 新庁舎開庁に合わせて、事務のデジタル化に最適なネットワーク環境・端末の整備を行う。		
事業目標	<input type="checkbox"/> 新庁舎開庁時に新たなネットワーク環境等を整備する。		

【年度毎の工程】

事業	実施内容	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
ネットワーク環境等の整備	方針検討	→				
	ネットワーク等整備		→			

【基本方針2】業務の効率化・高度化

【事業の概要】

施策	(2) 働き方改革の推進		
実施事業	⑭職員のテレワークの推進	所管課	情報政策課、総務課
現状	<p><input type="checkbox"/>本市は、平成29年度に「働き方改革の取組方針」を策定し、職員がより短い時間で同じ成果を得られるような仕事の進め方の見直しや、時間外勤務の縮減等を図っている。</p> <p><input type="checkbox"/>新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、セキュリティの関係から個人情報等を取り扱わない業務を対象にメール通信を用いたテレワークを実施した。</p> <p><input type="checkbox"/>利便性については、庁内と同等の利用ができない状況である。</p> <p><input type="checkbox"/>令和2年度から総務省が進める実証実験事業を活用し、LGWANを利用したテレワークの実証実験を行っている。</p>		
事業の方向性	<p><input type="checkbox"/>令和3年度まで実証実験を行い、テレワークを対象とする事務、利用環境等の課題整理を行う。</p> <p><input type="checkbox"/>新庁舎開庁に合わせて環境整備を行い、可能な業務から実施する。</p>		
事業目標	<input type="checkbox"/> 令和6年度からテレワークの運用を開始する。		

【年度毎の工程】

事業	実施内容	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
職員のテレワークの推進	実証実験	→				
	課題整理	→				
	環境整備			→		
	運用開始				→	

【基本方針3】安全・安心対策の推進

【事業の概要】

施策	(1) 防災等の基盤整備		
実施事業	⑤ICTを活用した避難支援システムの再構築	所管課	危機管理課、情報政策課
現状	<input type="checkbox"/> 本市は平成24年度に総務省の「ICT街づくり推進事業」を受託し、九州大学のICカード技術を活用した「いとゴンカード」で、災害時の避難支援や小学校の見守りの実証実験を行った。その後、「いとゴンカード」による避難支援を継続して使用していたが、技術的に継続が難しい状況となったため、令和元年度に当該事業は終了した。 <input type="checkbox"/> マイナンバーカードを様々なシーンに活用する自治体が増えている状況である。 <input type="checkbox"/> 現状として、災害時の認証にパスワード入力を回避する方法は確立していない。		
事業の方向性	<input type="checkbox"/> 避難支援システムの再構築を行う。 <input type="checkbox"/> 手法については、マイナンバーカードの活用を優先に、携帯アプリ等も含めて、利便性・有効性・費用対効果の観点から検討する。		
事業目標	<input type="checkbox"/> 令和4年度までに避難支援システムの運用を開始する。		

【年度毎の工程】

事業	実施内容	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
避難支援システムの再構築	運用の検討					
	システムの開発					
	運用開始					

【基本方針3】安全・安心対策の推進

【事業の概要】

施策	(1) 防災等の基盤整備		
実施事業	⑯公衆無線LAN環境の整備	所管課	情報政策課、危機管理課、コミュニティ推進課、ブランド政策課
現状	<p><input type="checkbox"/>大規模災害が発生した場合、携帯電話での通信に多大な負荷がかかり、通信が困難になるケースが生じるため、避難者への情報配信や避難者の情報伝達的手段として、無線LAN (Wi-Fi) が有用である。また、新型コロナウイルス感染拡大防止対策としても、遠隔対応の手段として有用である。</p> <p><input type="checkbox"/>国は、令和3年度までに防災拠点等約3万か所について、公衆無線LAN環境の整備を進めている。</p> <p><input type="checkbox"/>観光施策では、インバウンドを推進するために公衆無線LANの設置が望まれている。</p> <p><input type="checkbox"/>令和2年度、姫島（3か所）及びコミュニティセンター（15か所）に公衆無線LAN環境を整備中である。</p>		
事業の方向性	<input type="checkbox"/> 費用対効果の観点から優先順位を検討し、関係部署間の調整を図りながら公衆無線LAN環境の整備を推進する。		
事業目標	<input type="checkbox"/> 公衆無線LAN環境の整備か所 20か所		

【年度毎の工程】

事業	実施内容	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
公衆無線LAN環境の整備	公衆無線LAN環境の整備					

【基本方針3】安全・安心対策の推進

【事業の概要】

施策	(2) 情報セキュリティの強化		
実施事業	①7情報セキュリティ監査の実施と情報セキュリティ研修の実施	所管課	情報政策課、各課
現状	<input type="checkbox"/> 令和2年度から情報セキュリティ監査を開始し、令和3年度中に全課への監査が終了する。 <input type="checkbox"/> 迷惑メールを想定した情報セキュリティ訓練や研修を毎年実施しているが、訓練において注意を要する事例が見受けられる。 <input type="checkbox"/> 糸島市情報セキュリティポリシーは、社会情勢やネットワークの運用における問題点等により弾力的に見直しを行っており、令和元年度には無線LANの運用方法やパソコンの持込等に関して改正を行っている。		
事業の方向性	<input type="checkbox"/> 毎年情報セキュリティ監査を実施し、顕在化した課題に対応していくため、利便性と安全性の調和を図りながら情報セキュリティポリシーを見直していく。 <input type="checkbox"/> 情報セキュリティ訓練を実施し、結果を踏まえた研修を実施する。		
事業目標	<input type="checkbox"/> 重大なインシデントの発生件数 0件		

【年度毎の工程】

事業	実施内容	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
情報セキュリティ監査の実施	セキュリティ監査の実施	▶				
情報セキュリティ研修の実施	セキュリティ研修の実施	▶				

【基本方針4】ICT推進のための人材育成

【事業の概要】

施策	(1) ICT推進のための人材育成		
実施事業	⑱ICT推進研修の実施	所管課	情報政策課 他
現状	<input type="checkbox"/> 行政サービスの向上や業務改革の推進においてICTは切り離せない存在となっている。 <input type="checkbox"/> 市民ニーズに有効な行政サービスを提供するには、ソフトウェアを利用し、様々な情報を活用・分析して企画立案を行う必要がある。 <input type="checkbox"/> 業務の効率化やシステムの質を維持するにあたり、職員のスキルの低下が懸念される。		
事業の方向性	<input type="checkbox"/> データベースソフトやGISソフト、RPAソフト、ノーコード・ローコードシステム開発ツール等のスキル向上研修、ICTの業務活用研修を実施する。 <input type="checkbox"/> 技術的支援や企画立案支援のための人材を確保する仕組みを構築する。 <input type="checkbox"/> システム・シナリオの安定稼働、質を維持するためのルールを策定する。		
事業目標	<input type="checkbox"/> 令和3年度からICT推進研修を実施する。		

【年度毎の工程】

事業	実施内容	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
ICT推進研修の 実施	ICT人材育成計画の 策定	→				
	研修の実施		→			

2. 本計画期間内に行う調査・研究

令和8年度以降の施策・事業の実現化に向けて、以下の項目について調査・研究を行います。

なお、調査・研究を行った結果、本計画期間内に実現可能と判断された場合は、施策・事業を実施することとします。

項目	LPWA ¹⁴ の活用	所管課	情報政策課 他
現状	<input type="checkbox"/> 平成29年度から民間事業者及び公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団と連携協定を結び、LoRaWAN ¹⁵ を使用した子どもの見守りシステムの構築や河川水位センサーによる危険予測、バスロケーションシステム、鳥獣捕獲檻管理の実証実験を行った。その結果、地形の高低差等によりLoRaWANが市全域をカバーできないことが判明したため、現在、LPWAの一つであるLTE-Mに変更し、河川水位センサーによる危険予測の実証実験を行っている。		
内容	<input type="checkbox"/> LPWAの実用性の検証と新たな公共サービスへの利用可能性を研究する。 <input type="checkbox"/> LPWAを活用した水位情報と防災システムとの連携を検討する。		

項目	姫島における高速通信網の整備等	所管課	情報政策課
現状	<input type="checkbox"/> 令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策事業として、大容量のデータ通信を本土から姫島に無線で行うことができる設備の整備を進めている。これにより、島内3か所で公衆無線LANにより教育、災害対応及び産業振興（観光）分野での利用が可能となる。 <input type="checkbox"/> 島内の各家庭では、本土と比べて高速通信が利用できる環境が不足している。		
内容	<input type="checkbox"/> 公衆無線LANの更なる活用策を研究する。 <input type="checkbox"/> 今後の技術革新の状況を注視しながら、最適な高速通信手段を研究する。		

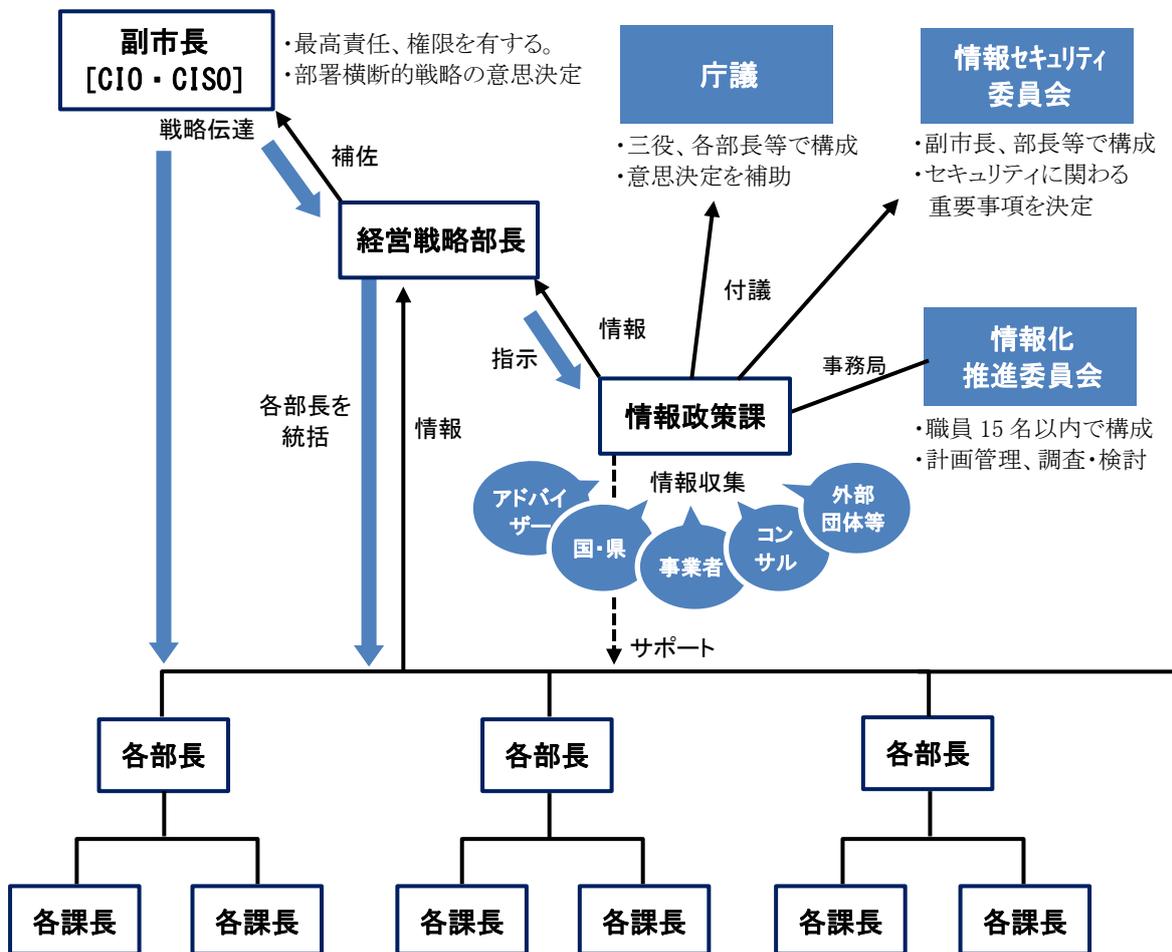
¹⁴ 「Low Power, Wide Area」の略。消費電力を抑えて遠距離通信を実現する通信方式の総称。

¹⁵ 消費電力を抑えて遠距離通信を実現する通信方式「LoRa」を使用したネットワークの名称。免許不要の周波数帯域を利用するオープンな規格が特徴である。

■ 第5章 本計画の推進にあたって

本計画に掲げる目標を達成するために、本市の最高情報責任者（CIO）兼最高情報セキュリティ責任者（CISO）である副市長以下、各部門がそれぞれ以下の役割を持って本計画を推進します。

1. 体制図（イメージ）



・各部署で事業実施及び推進にかかる情報収集を行う。

2. 部署横断的な戦略の決定、伝達等

本計画及びDX推進に係る部署横断的な戦略の決定、伝達及び実行については、経営者会議である庁議にて審議を行った上で、副市長による意思決定・指示の下、各部署で連携しながら進めるものとします。

3. 情報政策部門の役割

情報政策部門である経営戦略部情報政策課は、情報機器やネットワーク及び全庁的な情報システム等の管理を行うとともに、各部課等による計画策定や事業実施の際のICT活用について、事例紹介やアドバイス等のサポートを行います。

そのため、国・県や外部団体等を通して情報収集に努め、情報政策部門の職員間でICTに関する高いレベルの知識やノウハウ等について組織的な共有を図り、人事異動等による人員変更があった場合でも、継続的に本計画推進が可能となる体制を構築するよう努めていきます。

また、本計画に掲載している事業の進捗管理を毎年度実施します。

4. 各部課等の役割

各部課等は、日常業務、計画策定及び事業の実施において、ICTを最大限活用するとともに、所管業務のDX推進について情報収集に努めるものとします。

また、職員のスキル向上のために課内研修を実施し、情報政策部門等が開催する研修への参加に努めるものとします。また、情報セキュリティポリシーを遵守して業務を遂行しなければなりません。

5. 情報化推進委員会の役割

本計画の管理や見直しの検討を行うものとします。また、全庁横断的に関わる事業については、必要に応じて、具体的な推進策を検討し、庁議に付議するものとします。

■ 資料編 前計画の進捗状況

1. 実施した事業

○基本方針1「市民サービスの向上・拡充」

<施策>		<事業>	<進捗>
(1)	窓口サービスの機能向上	①「やさしい窓口」の整備	目標達成 →令和元年度、障がい者とのコミュニケーションをサポートするタブレットとアプリを導入。外国語翻訳機も導入済み。
		②公共施設予約システムの導入	目標達成 →平成30年度に運用開始。
(2)	ICTによる教育の充実	③ICT教育の推進	目標達成 →令和2年度に生徒一人一台の端末購入及びネットワーク環境を整備中。

○基本方針2「まちづくりの活性化」

<施策>		<事業>	<進捗>
(1)	官民データ連携の推進	④行政情報のオープンデータ化	目標達成 →令和元年度までに6項目をオープンデータとして公開済。

○基本方針3「業務改善と情報セキュリティの強化」

<施策>		<事業>	<進捗>
(1)	業務効率化と人材育成	⑤ペーパーレス化の推進	目標達成 →令和2年度から電子決裁及びペーパーレス会議の運用開始。
		⑥AI・RPAの活用	目標達成 →令和元年にRPA、AIレセプト点検を運用開始。令和2年度にAI保育所入所選考システム、AIチャットボットを導入中。

		⑦ICT活用のための人材育成	目標達成 →毎年研修を実施。
(2)	情報セキュリティの強化	⑧情報セキュリティ監査の実施と情報セキュリティポリシーの見直し	目標達成 →令和2年度から情報セキュリティ監査を実施。 外部攻撃による情報漏えい等の事故発生件数0件。
		⑨ICT-BCP ¹⁶ の見直し	目標達成 →毎年訓練を実施。

2. 検討した事業

○基本方針1「市民サービスの向上・拡充」

<施策>		<検討内容>	<進捗>
(1)	LoRaWANを活用したまちづくり	①LoRaWANを活用した公共サービスシステムの開発	LoRaWANとは異なる通信方式を使用し、LPWAの実証実験として検討を継続。
(2)	マイナンバーカードを利用した利便性の向上	②マイナンバーカードの機能追加	「いとゴンカード」の廃止に伴い、新たな避難支援システムの構築を研究中。
(3)	光インターネットの整備	③光インターネット環境の整備促進	令和元年度に補助金を活用し、怡土地区及び福吉地区に光インターネットを整備済。
(4)	安全・安心のまちづくり	④G空間地域防災システムの活用	水位情報の関係で①のLPWAの実証実験と併せて検討を継続。

○基本方針2「まちづくりの活性化」

<施策>		<事業>	<進捗>
(1)	防災・観光等の基盤整備	⑤公衆無線LANの整備	姫島及びコミュニティセンターに整備中。

¹⁶ 「ICT 部門の業務継続計画」のこと。災害発生時に各部署の情報システムが素早く稼働できるよう、ICT 部門の初動対応に係る計画を策定している。

○基本方針3「業務改善と情報セキュリティの強化」

＜施策＞		＜事業＞	＜進捗＞
(1)	働き方改革とICT 技術の活用	⑥テレワークの調査研究	新型コロナウイルス感染拡大防止 対策として、個人情報等を取り扱 わない業務を対象にメール通信を 用いたテレワークを実施した。
		⑦校務支援システムの導 入と教育情報セキュリ ティの向上	GIGAスクール構想の環境整備に伴 い、セキュリティや使用上のルー ルを作成中。

その他、令和2年度には、個人が特定されない健康関連データを大学に提供し、健康に
関する研究を行う連携事業を進めています。